○外務省告示第三百三十八号

令和七年八月七日にヤウンデで、カメルーン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

令和七年九月五日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　南健太郎在カメルーン大使

世界食糧計画側　ジャンルーカ・フェレーラ在カメルーン事務所代表

○外務省告示第三百三十九号

令和七年八月七日にヤウンデ（カメルーン）で、中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

令和七年九月五日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　南健太郎在中央アフリカ大使（カメルーンにて兼轄）

世界食糧計画側　ラスムス・エゲンダル在中央アフリカ事務所代表

○厚生労働省告示第二百三十七号

検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第八条第四項の規定に基づき、検疫法第八条第四項の規定による検疫区域（昭和二十六年厚生省告示第二百九十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	
検疫法第八条第四項の規定による検疫区域	
港又は飛行場の名称	検疫区域
（略）	（略）
成田国際空港	（略）
（略）	（略）
北九州空港	（略）
（略）	（略）
石垣空港	（略）

改正前	
検疫法第八条第四項の規定による検疫区域	
港又は飛行場の名称	検疫区域
（略）	（略）
新東京国際空港	（略）
（略）	（略）
新北九州空港	（略）
（略）	（略）
新石垣空港	（略）

○厚生労働省告示第二百三十八号

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）別表第三の規定に基づき、検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域（昭和三十四年厚生省告示第百四十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（「次のよう」は省略し、その改正に係る指定地域を表示する図面は、当該地域を管轄する検疫所（検疫所の支所及び出張所を含む。）に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

矢竹沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県佐野市作原町

字ウルシ原　一八〇一番二　一号、二号、二十号及び二十一号

一八〇一番二　三号

地先水路敷

字矢竹口　一七八八番　四号から七号まで

一八〇〇番　十二号

地先道路敷

一八〇〇番　十三号から十九号まで

一八〇〇番　一七八九番　八号から十一号まで

○国土交通省告示第八百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

馬口沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県那須郡那珂川町大内

字小畑　一六七番一　一号

地先無番地

一六六番一　二号

五二四三番　三号から五号まで

五二四三番地先無番地　六号から八号まで

五二四二番一　九号

地先無番地

一六六番三　十四号

地先無番地

字大畑　五二三八番　十号から十二号まで

五二三九番地先無番地　十三号

一一五番地先無番地　十五号及び十六号

一一六番一　十七号

地先無番地

一一六番四　十八号

○国土交通省告示第八百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

畑谷川左支渓第一

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二百三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二百三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県西脇市中畑町

字東山　一四七九番一　三三八番一七五　二十七号から四十三号まで、九十一号から九十七号まで、百三十号から百九十一号から二百八号まで

三三八番一七四　四十四号から五十号まで、八十一号から九十号まで、百四十七号から百八十三号まで及び百九十号から百九十四号まで

三三八番一七〇　五十一号から六十一号まで、七十二号から八十号まで、百四十八号から百五十七号まで及び百七十一号から百八十二号まで

三三八番一七一　六十二号から七十一号まで及び百五十八号から百六十九号まで